

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>春日部久喜線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町宮代三丁目七八六番二地先から同郡同町宮代三丁目七八六番三 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年二月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年二月二十二日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 四七・九〇メートル</p>	<p>備考</p>